

改正行政不服審査法への区の対応について

(付議の要旨) 改正行政不服審査法に対応した庁内体制の整備及び関係する条例等の改正を行う。

1 主旨

平成28年4月1日から施行が予定されている改正行政不服審査法(以下「法」という。)に対応し、新たに必要とされる審理員及び第三者機関(審査会)を整備する。
また、審理員に関する特例等に関して、関係する条例等の改正を行う。

2 法の概要

法の概要は、「別紙1」及び「別紙2」を参照

3 審理員について

(1) 審理員の指名について

法により必要とされる審理員は、審査請求の公正な審理を確保するため、審査請求の対象となる処分を行う部署及び当該処分の決定関与者からの独立性の確保が必要とされる。また、審理員意見書の作成など、その取扱う事務の性質上、法的な素養を有することが望ましい。

よって、弁護士1名を職員として任用(審査庁の職員としての身分を付与)し、この者を審理員として指名する。また、審査請求の件数など、その事務量が不確定であることから、非常勤職員とする。

(2) 審理員の事務局について

審理員となる弁護士の任用事務及び審理員事務(審理員意見書の作成以外の事務に限る。)の補助は、総務部区政情報課(法規係)で行う。

4 第三者機関(審査会)について

(1) 第三者機関(審査会)の設置の方法について

審理員意見書の提出を受けたときは、原則として、第三者機関(審査会)に諮問し、その答申を受けて、審査請求の裁決を行うこととなる。この第三者機関(審査会)の委員については、公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有していることが望ましい。

よって、このような委員から構成され、かつ不服申立てに関する審査について十分な実績がある世田谷区情報公開・個人情報保護審査会を改組し、現在の同審査会の役割に加え、法により必要とされる第三者機関(審査会)としての機能を付加する。

このことから、世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例を改正し、審査会の名称及び所掌事項の変更その他必要な事項を規定する。

(2) 第三者機関（審査会）の事務局について

第三者機関（審査会）の事務局は、現在の世田谷区情報公開・個人情報保護審査会の事務局である総務部区政情報課（区政情報係）で行う。

5 条例による審理員に関する特例について

世田谷区情報公開条例及び世田谷区個人情報保護条例に基づく開示等の決定について不服申立てがあった場合は、原則として、世田谷区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同審査会において、インカメラ審理、処分庁及び不服申立人等からの意見聴取など、第三者機関として公正な審査を行ってきている。

よって、これらの条例に基づく不服申立てにおける手続きについては変更しないこととし、条例による特例として、この場合を、審理員による審理手続が不要な場合とする。

このことから、世田谷区情報公開条例及び世田谷区個人情報保護条例を改正し、その旨を条例に規定する。

よって、これらの条例に基づく審査会（今後は、上記4の審査会となる。）への諮問は、法に基づくものではなく、引続き、条例に基づくものとなる。

なお、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への手続きについては、法への区の対応についての考え方を報告し、同審議会の意見を聴くという形で実施する。

6 その他

(1) 例規の整備について

その他、条例、規則等について、法の施行に伴い必要となる事項につき改正を行うなど、例規の整備を行う。

(2) 審査請求における事務体制について

審査請求の審査の公正性を確保するため、審査請求の対象となる処分を行う部署（処分庁）の事務と、審査請求がなされた場合の裁決を行う部署（審査庁）の事務の体制等については、引続き検討する。

7 今後のスケジュール

平成27年

9月 2日：企画総務常任委員会報告（法への区の対応について）

10月 27日：世田谷区情報公開・個人情報保護審議会報告（法への区の対応について）

11月：企画総務常任委員会報告（条例改正等について）

11月：平成27年第4回区議会定例会に係る条例案の提案

平成28年

4月：法の施行

【法の概要】

法による新たな不服申立制度の概要は、以下のとおりである。

1 不服申立構造の見直し

不服申立てについて、従来の「異議申立て」及び「審査請求」を、「審査請求」に一元化する。なお、たとえば区長が行った処分の場合、その上級行政庁がないため、原則として「審査請求」も区長になされることとなる。

2 公正性の向上

(1) 審理員制度の導入（法9条1項及び2項）

- ① 審査庁に所属する職員のうちから、原処分に関与していない等の要件を満たす者を「審理員」として指名
- ② 審理手続（弁論書・反論書の受理、口頭意見陳述の審理の指揮、審理員意見書の作成等）の主事が審理員の職務

(2) 第三者機関（審査会）への諮問手続の導入（法43条1項及び81条1項）

- ① 法により、審理員意見書が提出された場合、原則として、第三者機関（審査会）に諮問し、その答申を踏まえて、審査庁が裁決
- ② 区の場合、法により第三者機関（審査会）が附属機関として設置され、一定の事項を条例で規定

(3) 条例による審理員に関する特例（法9条1項ただし書）

- ① 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、審理員による審理手続が不要（このため、法に基づく第三者機関（審査会）への諮問も不要）
- ② 従来から、地方自治体において、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示等の決定について不服申立てがあった場合、情報公開・個人情報保護審査会で公正な審査が行われてきたことを鑑み、このような場合、審理員による審理手続を不要とすることができることを国が想定
- ③ 国においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」を改正し、審理員による審理手続が不要

(4) 審査請求人等の手続保障の拡充

口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写など、審査請求人等の権利を拡充

3 使いやすさの向上

(1) 審査請求期間の延長

不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長

(2) 迅速性の確保等

標準処理期間の設定及び情報提供・公表の努力義務化などを規定

【改正行政不服審査法（抜粋）】

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会

二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外のものでなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

・・・第二項～第四項（省略）・・・

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大匠又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

・・・各号省略・・・

・・・第二項～第三項（省略）・・・

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

・・・第三項～第四項（省略）・・・

改正行政不服審査法について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）
 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

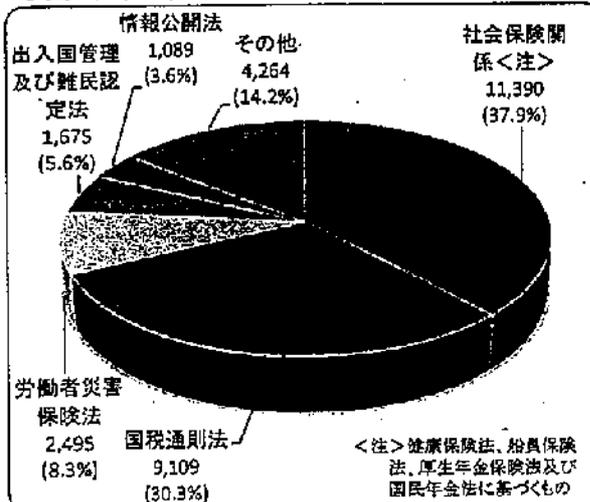
平成27年5月
 総務省行政管理局

行政不服審査法とは

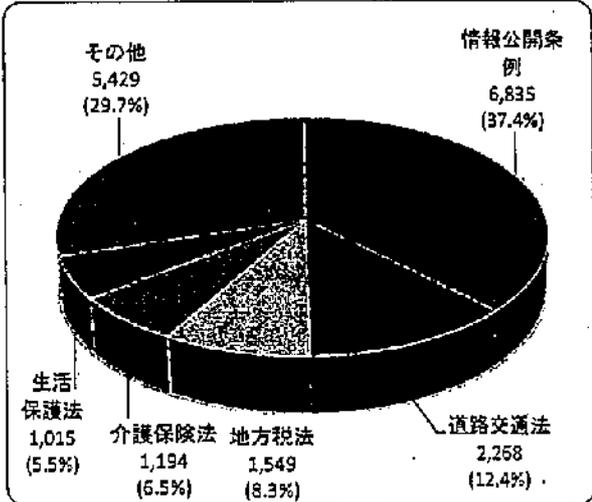
- 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(広義の「処分」)に関する不服申立て(行政上の不服申立て)についての一般法
- 個別法に特別の定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用
- 国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする
- 訴訟と比べ簡易迅速(手数料も不要)、違法性のみならず不当性についても判断、などの特徴

<行政不服審査法に基づく不服申立ての状況：平成23年度>

○国 (30,022件)



○地方公共団体(18,290件)



(参考) 行政事件第一審訴訟 新規受理件数(地方裁判所) 2,237件(平成25年)

行政不服審査法の概要

【概要】

- 現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
- この間、国民意識の変化、行政手続法の制定(H5)や行政事件訴訟法の改正(H16)等の関連法制度の整備
- ⇒公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直し

<経緯>

- ・1962(昭和37)年 行政不服審査法の制定(8/31)・施行(10/1)
- ・1993(平成5)年 行政手続法の成立(聴断手続など事前手続の整備)
- ・2004(平成16)年 行政事件訴訟法の改正(出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実)
- ・2007(平成19)年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008(平成20)年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年廃案
- ・2011(平成23)年 「行政救済制度検討子チーム取りまとめ」(総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長)
- ・2013(平成25)年 「行政不服審査制度の見直し方針」(6月)(総務省決定)
- ・2014(平成26)年 行政不服審査法関連3法案 国会提出(8/14)・成立(8/5)・公布(8/13)

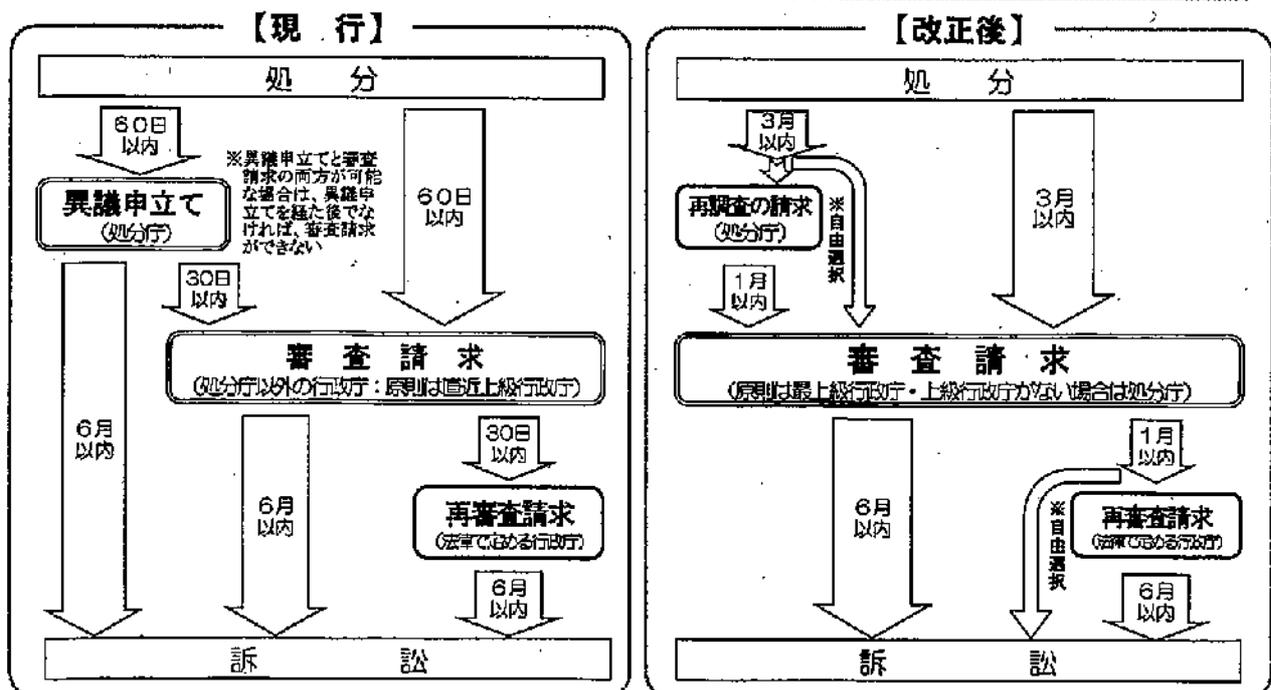
<改正法の概要>

- 不服申立構造の見直し(不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化)
- 公正性の向上
 - ・審理員制度の導入(原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰)
 - ・行政不服審査会等への諮問手続の新設(審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック)
 - ・審査請求人等の手続保障の拡充(口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など)
- 使いやすさの向上
 - ・審査請求期間を3か月に延長(現行:60日)
 - ・迅速性の確保等(標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など)
- 救済手段の充実・拡大
 - ・裁決時(※)に併せて申請認可処分をとる措置を新設(※)申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
 - ・「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設(行政手続法)

不服申立構造の見直し

【主な事項】

- 原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」(審査請求との選択制)や「再審査請求」を認める
- 審査請求期間を3月に延長



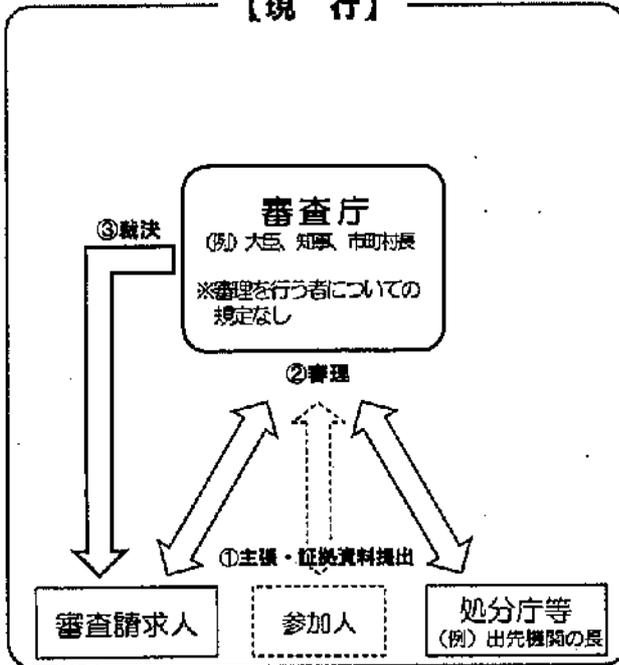
審理・裁決の公正性の向上

【主な事項】

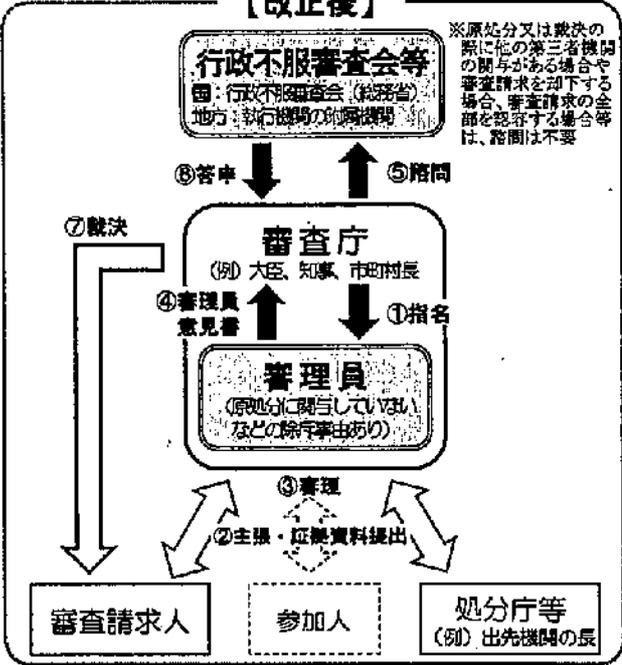
- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続を導入

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要

【現行】

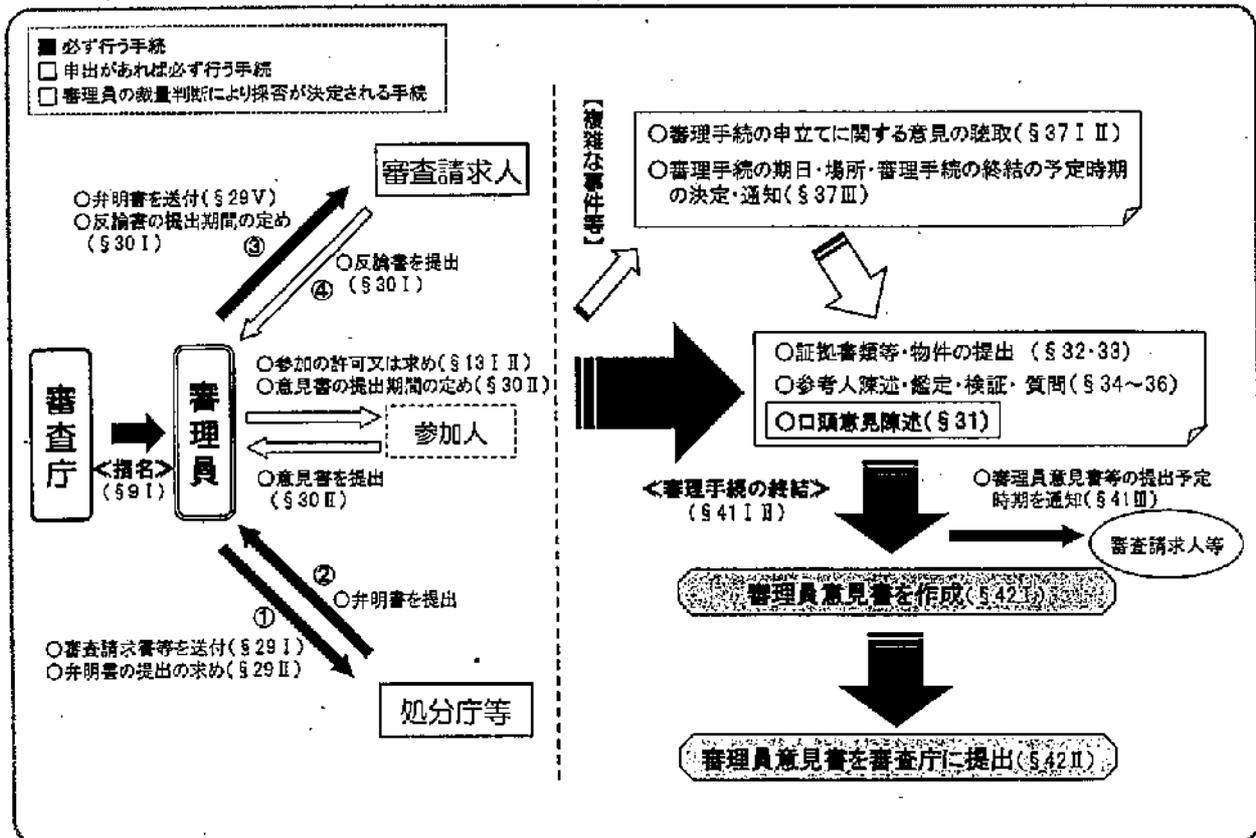


【改正後】



4

(参考) 審理手続の流れ



5

審理手続等の充実

【主な事項】

- 口頭意見陳述における処分庁等に対する質問権を認めるなど、審理を充実
- 提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、**謄写(コピー)**も可能に
- 裁決の際に、**申請認容処分をする旨の措置**をとる規定を新設し、争訟の一回的解決を可能に

【現行】

<参加人の主張>

- 参加人の主張書面の手続なし

<口頭意見陳述>

- 申立てをした審査請求人・参加人の意見陳述を聴取するのみ
- 他の審理関係人の出席の規定なし

<提出書類等の閲覧等>

- 処分庁等から提出された書類・物件の閲覧のみ

<裁決>

- 申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合も、申請に対する応答内容が確定されない
(裁決の趣旨に従い処分庁等が処分を判断)

【改正後】

<参加人の主張>

- 参加人の「**意見書**」の提出手続を整備

<口頭意見陳述>

- 申立てをした審査請求人・参加人は、陳述に加え、**処分庁等に対する質問**が可能に
- 全ての審理関係人を招集して実施

<提出書類等の閲覧等>

- 対象を審理員に提出された**全ての書類・物件**に拡充するとともに、**謄写(コピー)**も可能に

<裁決>

- 申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合には、**処分庁等に対して申請認容処分を命ずる措置(注)**が可能に
(注)処分庁等である審査庁は、申請認容処分をする措置

6

審理の迅速性の確保等

【主な事項】

- 裁決までの期間の目安となる**標準審理期間**の設定を努力義務化
- 争点等を整理し、**計画的に審理を進めるための準備手続**を新設
- 不服申立てに関する**情報の提供**や不服申立ての**処理状況の公表**を努力義務化

<迅速性の確保>

<標準審理期間>

- 裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間(標準審理期間)の設定を努力義務に

<審理関係人の責務>

- 簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理関係人に、審理において協力する等の責務

<争点等の整理>

- 複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を整理し、**計画的に審理手続を進めるための準備手続**を新設

<その他>

- 明らかに不適法な場合などには、審理手続を経ずに却下できることを明確化
- 審理関係人が審理に協力しない場合には、**審理手続を終結できる旨の規定**を新設

<透明性の向上>

<審理員候補者名簿>

- 審理員になるべき者の名簿の作成を努力義務に(作成した場合は公にする義務)

<審理過程の透明性の向上>

- 「**意見書**」などの主張書面を他の審理関係人に送付する手続を整備
- 審理員意見書や行政不服審査会等の答申を審理関係人に送付する手続を整備
- 審理員意見書や行政不服審査会等の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由の明示を義務付け

<情報提供>

- 不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、必要な情報を提供することを努力義務に
- 裁決の内容その他不服申立ての**処理状況の公表**を努力義務に

関係法律の整備（整備法）

改正行政不服審査法の施行に伴い、関連する361法律の規定を整備

【主な事項】

- 個別法に定める不服申立構造を、本体法の改正内容に即して見直し
- 不服申立前置を抜本的に見直し
- 本体法と同等の手続保障を確保できるよう、個別法に定める不服申立手続を整備（不服申立期間の延長等）

<不服申立構造の見直し>

- 「異議申立て」or「審査請求」のみ⇒「審査請求」
- 「異議申立て」と「審査請求」ができる場合
 - ・処分庁に上級行政庁がある場合の「異議申立て」⇒申立てが大量な場合は「再調査の請求」として存置
 - ・処分庁に上級行政庁がない場合⇒原則として「審査請求」と「再審査請求」に改正
- 「審査請求」と「再審査請求」ができる場合
 - ・処分庁の上級行政庁に対する「再審査請求」⇒廃止
 - ・それ以外の「再審査請求」⇒原則として存置

<不服申立前置の見直し>

- 不服申立前置（不服申立ての裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができない旨の規定）を抜本的に見直し
 - 次の要件に該当しないものは、廃止・縮小
 - ・不服申立手続に一審代替性があるもの
 - ・大量の不服申立てがされるもの
 - ・第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行うもの 等
 - 結果、96法律中68法律で廃止・縮小（二重前置^(注)は全て解消）
- (注)2段階の不服申立てを経なければ訴訟を提起することができないもの

<不服申立手続の整備等>

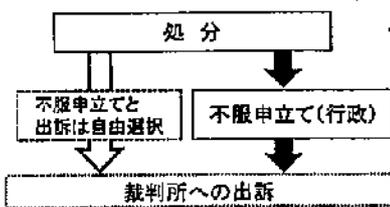
- 不服申立期間を2月（60日）とする個別法について、3月に延長
 - ※不服申立期間を60日未満とする個別法についても、合理的理由がない場合には、3月に延長
- 処分についての不服申立てのみを対象とする特例について、不作為も同じ扱いに
 - ①公開による意見聴取、第三者機関への諮問などの審理手続の特例、②指定法人等が行う処分についての審査請求先の特例、③処分について審査請求をすることができない旨の適用除外 など
- 審理・裁決の公正性が確保される場合等に、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問を適用除外
- 指定法人等の処分等に係る審査請求について、申請認容処分を命ずる等の権限を審査庁（大臣等）に付与
- 公開による意見聴取について、口頭意見陳述と同等の手続水準を確保（処分庁等への質問権の新設等）

（参考）不服申立前置の見直し

<不服申立前置>

○行政の処分に不服がある場合に、不服申立てをするか、直ちに訴訟するかは、国民が選択できることが原則。ただし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟ができない旨（不服申立前置）を定める個別法が96ある。

【通常のケース】（行政事件訴訟法の原則）

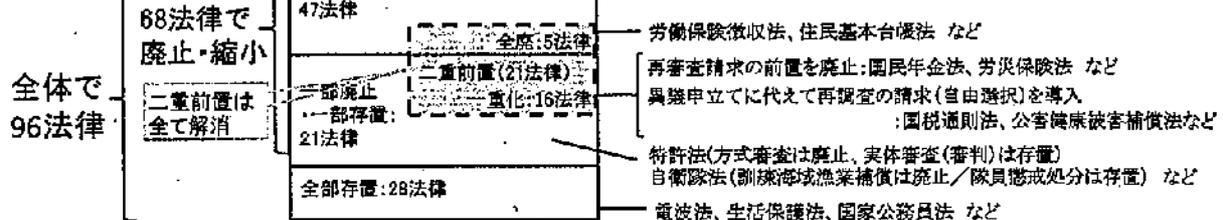


【不服申立前置のケース】



不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直し

<見直し結果>



○ 不服申立前置を存置する場合

- ① 不服申立ての手続に一審代替性（高裁に提訴）があり、国民の手続負担の軽減が図られている場合（電波法、特許法 など）
- ② 大量の不服申立てがあり、直ちに訴訟されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合（国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法 など）
- ③ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等（公害健康被害補償法、国家公務員法 など）

(参考)改正行政不服審査法の施行に向けた工程表

総務省等の動向等		地方公共団体等の準備の一例
平成26年度	地方公共団体対象説明会(平成26年12月) 第三者機関の設置の進め方検討(12月～継続中) 施行に向けた進捗状況確認(1)(平成27年1月) 試行的研修の実施(2月)	改正行政不服審査法の内容把握 組織内で行われている処分不服申立て状況の把握 第三者機関設置について情報収集 第三者機関設置方法検討
平成27年4月	【政令(施行令、整備令)、省令等の検討】	審理員による審理手続の整理 ・口頭意見陳述の方法等 第三者機関設置方針決定
5月	施行に向けた進捗状況確認(2) 地方公共団体対象説明会(東京開催1) 第三者機関の設置等に係る情報提供	事務処理体制方針決定 第三者機関委員候補者選任検討
8月	行政不服審査法施行令等公布 各種マニュアル等の公表	第三者機関の事務局設置準備開始 附属機関条例(規約)検討 ・第三者機関の組織、運営、閲覧手続、口頭意見陳述等
9月	改正法の全国キャラバンの実施 (～2月までに全国9か所を予定)	第三者機関委員選任開始 手数料条例等検討
10月	総務省行政不服審査準備室発足予定 行政不服審査会運営規則・事務処理要領検討 施行に向けた進捗状況確認(3) 地方公共団体対象説明会(東京開催2)	
12月		関係条例議会提案
平成28年1月	地方公共団体対象説明会(東京開催3)	条例を踏まえた規則・要綱の整備 第三者機関の委員の任命手続の開始
3月	行政不服審査会委員選任手続 マスメディア等による広報の実施	行政不服審査法の施行準備 ・審理員候補者の選定、名簿作成、指名手続の整理 ・審理員の補佐体制の整理等
4月	行政不服審査法施行	関係条例施行

※平成27年5月時点の想定

10

(参考)改正行政不服審査法(審理マニュアル・研修等)

審理マニュアル

【現状】

○ 「審理マニュアル等の策定検討会」が作成した案を基礎に、総務省として、各府省、各地方公共団体からいただいた意見も参考に、実務面での実効性確保の観点も踏まえた修正を検討中。

【今後】

○ 制定作業中である行政不服審査法施行令(仮称)等の内容等も加味して再編集を行い、平成27年夏の策定(各府省・各地方公共団体への配布)を目指す。

第三者機関事務参考資料

【現状】

○ 第三者機関の設置等に関する疑問や想定される一般的な事務処理手続の流れについて、「第三者機関の設置・運営に関するQ&A集」及び「第三者機関事務処理手続の流れについて(仮称)」として、夏頃に提示できるよう検討中。

研修等

○ 平成27年度は、行政不服審査制度の周知として、ブロック単位(※)でセミナー等を実施する(「全国キャラバン」)予定。 ※北海道、東北、関東、東京、北陸、東海、近畿、中国四国、九州沖縄の9か所を予定

○ その際、ブロック内の地方公共団体職員を対象として、審理員の審理手続等に関する研修を実施。

★ 全国キャラバン及び研修は、県庁等の講堂等を利用し、会場費をかけずに多数の収容力(200～300人程度)のある施設を使用して効率的に実施したいと考えているところ。

⇒ 開催に当たっては、会場の提供等、地方公共団体の御協力をお願いしたい。

■ 上記の研修のほか、一定の地方公共団体が共同で開催する研修等に総務省から講師を派遣することも可能であるため、余裕を持って御相談いただきたい。